



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

（取扱課室名） ページ

○ 規則

*65 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

（経営支援課）..... 1

規 則

和歌山県規則第65号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年7月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則（昭和58年和歌山県規則第14号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

和歌山県農林大学校校則

第1条中「和歌山県農業大学校（以下「農業大学校」）を「和歌山県農林大学校（以下「農林大学校」）に改める。

第2条中「農業大学校」を「農林大学校」に、「農業者、農村青少年及び農村地域」を「農林業者、農山村青少年及び農山村地域」に改める。

第3条の表を次のように改める。

専門課程		専攻コース
農学部	園芸学科	果樹コース
		野菜コース
		花きコース
	アグリビジネス学科	

第4条を次のように改める。

（定員）

第4条 養成部門の学生（以下「学生」という。）の1学年の定員の基準は、次の各号に掲げる専門課程の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1) 農学部園芸学科 30人

(2) 農学部アグリビジネス学科 10人

第6条第1項中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

知事は、経済的理由その他特別の事情により授業料の納付が困難であると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第15条第1項及び第18条第4号中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第19条中「別記様式」を「別記第1号様式」に改める。

第20条中「園芸課程」を「専門課程」に改める。

第25条を第36条とする。

第24条中「研修部門」の次に「（林業経営コースを除く。）」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、第3章中同条を第35条とする。

校長は、林業経営コースを修了したと認められる者には、修了証書（別記第2号様式）を授与しなければならない。

第23条の見出し中「中止」の次に「の命令」を加え、同条第1号中「農業大学校」を「農林大学校」に、「改しゆんの見込」を「改しゆんの見込み」に改め、同条を第34条とする。

第22条中「研修は」を「研修部門における研修は」に改め、同条を第33条とする。

第21条中「以下」を「林業経営コースの研修を除く。以下この条において単に」に改め、同条第2項中「又は農業団体」を「、農業団体又は林業団体」に改め、同条を第32条とし、第3章中同条の前に次の11条を加える。

（課程）

第21条 研修部門においては、次代の林業の担い手にふさわしい林業経営及び森林経営の基礎、林業に関する実践的な技術及び知識並びに広い視野を習得させるため、林業研修部林業経営コース（以下「林業経営コース」という。）を置く。

（定員）

第22条 研修部門の林業経営コースの受講者の定員の基準は、10人とする。

（修業年限）

第23条 林業経営コースの修業年限は、1年とする。

（研修計画等）

第24条 校長は、知事の承認を得て林業経営コースの研修計画を策定するものとする。

2 前項の研修計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 研修科目並びにその時間及び目的
- (2) 年間研修計画
- (3) 休業日
- (4) その他校長が必要と認める事項

3 校長は、前項各号（第1号を除く。）に掲げる事項に関し、必要があるときは、研修の水準を低下させないと判断される場合に限り、知事の承認を得ずにこれを変更することができる。

4 校長は、前項の規定による変更を行った場合は、速やかに知事に報告するものとする。

（受講資格）

第25条 林業経営コースを受講できる者は、第8条第1項各号のいずれかに該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、校長は、知事の承認を得て、意欲、資質等において特段の事情がある者を受講させることができる。

（受講の志願）

第26条 林業経営コースを受講しようとする者は、校長が定める期日までに、校長の定める様式の受講願書に必要事項を記入し、校長の定める必要な書類を添えて校長に提出しなければならない。

（受講の許可等）

第27条 林業経営コースの受講は、前条の規定により提出された書類並びに筆記試験及び面接試験の成績等を資料として行う受講者の選考に基づいて校長がこれを許可する。

2 筆記試験及び面接試験の実施の期日、場所その他受講者の募集に関し必要な事項は、校長が知事の承認を得て別に定める。

（誓約書類）

第28条 林業経営コースの受講を許可された者は、校長の定める様式の誓約書に保証人と連署し、住民票記載事項証明書を添付して校長の定める期日までに校長に提出しなければならない。保証人を変更したときも、また同様とする。

（授業料の納付等）

第29条 林業経営コースの受講者は、授業料を納付しなければならない。

2 第12条及び第13条の規定は、前項の授業料について準用する。この場合において、「学生」とあるのは「受講者」と、「退学、休学又は復学」とあるのは「受講の中止、受講の休止又は受講の再開」と、「休学の場合」とあるのは「受講の休止の場合」と読み替えるものとする。

（住所、氏名変更の届出）

第30条 林業経営コースの受講者は、その住所若しくは氏名を変更したとき、又は保証人の氏名若しくは住所に変更があったときは、遅滞なく校長の定める様式の住所（氏名）変更届書を校長に提出しなければならない。

（受講の休止又は中止）

第31条 林業経営コースの受講者は、疾病その他やむを得ない理由により受講を休止し、又は中止しようとするときは、校長の定める様式の受講休止願書又は受講中止願書に保証人と連署し、疾病の場合にあっては医師の診断書を、その他の場合にあってはその理由を証する書面を添えてこれを校長に提出し、その許可を受けなければならない。

別記様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第19条関係)

割印
第

号

年
月
日

和歌山県農林大学校長 氏 名

印

あなたは本校農学部○○○○○学科の課程を修め卒業したことを証し
専門士(農業専門課程)と称することを認めます

校
印

卒
業
証
書

氏名

年
月
日生

別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式 (第35条関係)

割印 第	号	和歌山県農林大学校長 氏 名	印	年 月 日	あなたは本校研修部門〇〇〇〇〇を修了したことを認めます	校 印	氏名	年 月 日 生	修 了 証 書
---------	---	-------------------	---	-------------	-----------------------------	--------	----	------------------	------------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において、この規則による改正前の和歌山県農業大学校校則（以下「農業大学校校則」という。）第3条に規定する園芸課程（以下「旧園芸課程」という。）を卒業していない学生は、この規則の施行の日において、農学部園芸学科の学生とみなす。
- 3 旧園芸課程で取得した単位は、農学部園芸学科で取得したものとみなす。

（準備行為）

- 4 この規則による改正後の和歌山県農林大学校校則（以下「農林大学校校則」という。）第4条から第6条まで、第8条から第11条まで及び第22条から第28条までの規定による入学及び受講の許可並びにこれに関し必要な行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。
- 5 前項の場合において、農林大学校校則の規定中「校長」とあるのは、農業大学校校則第1条に規定する和歌山県農業大学校の校長とする。